

気になった方は **無料・事前予約制**
講座をご予約ください!

[日時] **3月3日(金) 3月10日(金)**
 両日とも14:00~16:00

[会場] 七十七銀行11階 会議室
 (東京都中央区銀座四丁目14-11七十七銀座ビル11階)

[後援] はいからエスト編集部

[主催・申込先] 株式会社 大静不動産販売

●電話申込先・お問い合わせ先

0120-033-895

受付/9:00~19:00 休/日

●ホームページ申込先

<https://taiseifudousan-tokyo.net/>

●メール申込先

info.tokyoshiten@taiseifudousan.co.jp



株式会社 **大静不動産販売**
 TAISEIFUDOUSANHANBAI,INC

東京都中央区銀座四丁目14-11七十七銀座ビル11階

あなたの不安を安心に!!
 借地権・底地を専門に
 約20年の実績の
 (株)大静不動産販売と
 コラボする講師は

講師 柴田純一先生
 (遺言相続専門行政書士)



講師はこの道32年の大ベテラン、
 全国自衛隊家族会の遺言相続専門
 家・柴田純一先生です。当セミナー
 もすでに75、76回目。コロナ禍も一
 度も休まず一貫して実際に役立つ
 セミナーを毎月開催し好評です。

- ① 親が亡くなり相続手続を何もしていない方、相続手続には時効なし。ほったらかしは今後ますます追いつまね本気で処理をしない限り大変です。そのままではどうなるかをご紹介します。
- ② 遺言の専門家より直接遺言作成のポイントを聞きますか。遺言書があれば相続手続は簡単です。
- ③ 借地権の相続トラブルは未然に防ぐことがコツ。借地契約書を見直して相手方に相続で契約者の変更がないかを常にご確認されていますか?

① 親が亡くなり相続手続を何もしていない方、相続手続には時効なし。ほったらかしは今後ますます追いつまね本気で処理をしない限り大変です。そのままではどうなるかをご紹介します。

今回は次の③点でお悩みの方を自から隣に

今月のテーマ

いつまで放り投げて
 おきますか親の相続手続
 お手伝いします。
 不安と心配の種は自ら取り除いて
 安らぎを得ませんか!

同時開催
**不動産トラブル
 対策講座**

土地を借りている方、貸している方必見!

知らないで大損するかもしれないこれだけは覚えておきたい3つの知恵・知識!

1. えらんではいけない不動産屋の特徴!
2. 地代増額をする人、される人の裏側!
3. 失敗しない不動産相談の仕方!

事例を元に
プロが解説!



3月開催

第75回・第76回

相続の基礎講座